

放射性廃棄物を全国に拡散させないよう求める意見書

低線量の放射線被ばくの影響は、これ以下で安全であるという「閾値」がないこと、被ばく量の強さとともに健康リスクが増大することを前提に被ばく防護を行うことが、国際的合意となっています。そのため、従来100ベクレル/kgを超える放射性廃棄物はドラム缶につめ、原発施設内に厳重管理されていました。

ところが、2011年の福島原発事故を受け、政府は「放射性物質汚染対処特措法」を定め、事故で生じた放射性廃棄物の処理を大幅に緩和して8,000ベクレル/kg以下であれば、通常の廃棄物として処分できるとしました。さらに環境省は今年、8,000ベクレル/kg以下の除染土を全国自治体の公共事業で使えるとする方針を決定しました。

政府のこのような方針は、放射性廃棄物を全国に拡散させるおそれが生じ、また、原発事故の完全終息に向けた責任を薄めることにもつながります。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 「放射性物質汚染対処特措法」を見直し、8,000ベクレル/kg以下の放射性廃棄物を通常の廃棄物と同様に処分できるという方針を撤回すること。
- 2 8,000ベクレル/kg以下の放射性廃棄物を公共事業で使用する方針を撤回すること。
- 3 政府は、8,000ベクレル/kg以下の放射能汚染された廃棄物に関しても、汚染のない地域への拡散を防ぎ、廃棄物処理の全工程に直接責任を持って厳重に集中管理すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年12月16日

伊 那 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣
環境大臣
復興大臣